

入札書及び見積内訳書に関する補足資料

1 入札書に記載を求める金額は、次の額となります。

【車両本体及び付属品等の価格・登録費用（課税分）】 上記は消費税を含めた金額とする
+
【登録費用（非課税分）】



入札書記載金額＝上記合計額の110分の100に相当する額(円未満切り上げ)

※様式4の2見積内訳書の記入例を参考にしてください。

※ただし、契約金額は、次の合計額です。

【車両本体及び付属品等の価格・登録費用（課税分） +消費税（円未満切捨て）】
+
【登録費用（非課税分）】

2 入札金額に含めないもの（別途立替）

- ・自動車重量税
 - ・自動車損害賠償責任保険
 - ・自動車リサイクル法に基づく預託金及び資金管理料
- ※車両代金と同時に請求してください。

3 入札金額に含めないもの（公用車には課税されないため除外）

- ・自動車税種別割
- ・自動車税環境性能割